

# 島根県脳卒中等情報システム事業実施要綱

## 第1 目 的

要介護状態の原因疾患として多い脳卒中患者の発症と経過に関する診療情報等を医療機関から保健所が継続的に収集・登録・評価することにより、本県における脳卒中予防対策の一層の推進を図るとともに、市町村がこれら在宅脳卒中患者に対する適切な保健福祉サービスを円滑に提供する体制を整備し、もって県民の保健衛生の向上に寄与することを目的とする。

## 第2 実施主体

実施主体は島根県とする。

## 第3 事業の対象者

島根県内に住所を有し、事業開始以後に脳卒中を発症した者。

- (1) 医療機関に受診した脳卒中発症者
- (2) 明らかな発作がなく、次第に脳卒中様症状を呈した者

ここでいう脳卒中とは、脳血管以外に明らかな原因がなく、24時間以上続くか、死にいたる脳機能障害を示す臨床症状が急速に現れるものとする。従って、ショックや高血圧脳症のような直接的原因が脳血管にないものや、また24時間以内に症状が消失する一過性脳虚血発作(TIA)や検査異常のみ(症状がないもの)は含まない。

## 第4 実施方法

### 1 医療機関等の役割

- (1) 発症連絡票及び退院連絡票の作成  
医療機関等は、事業の対象となる患者に係る情報の提供について、当該患者又は当該患者の家族等に本事業の目的を説明のうえ、「脳卒中発症・退院連絡同意書」(様式1号)により同意を得た上で、「脳卒中発症情報連絡票」(様式2号、以下「発症連絡票」という。)または「脳卒中退院情報連絡票」(様式3号、以下「退院連絡票」という。)を作成する。
- (2) 発症連絡票及び退院連絡票の送付  
発症連絡票は診断後速やかに作成し、退院連絡票は、作成した日から2週間以内に当該患者の住所地を管轄する保健所に送付する。  
なお、送付は封筒に「保健所脳卒中等情報システム担当者」宛とし、「脳卒中等情報システム書類在中」と朱書きをする。
- (3) 発症連絡票及び退院連絡票の配布  
発症連絡票及び退院連絡票は、各保健所があらかじめ医療機関及び市町村へ配布する。

### 2 保健所の役割

- (1) 情報の確認

保健所は、必要に応じ連絡票の記載内容について医療機関等に確認し、速やかに当該住所地の市町村に送付する。

但し、連絡票の速やかな送付が出来ない場合には、あらかじめ電話で必要事項を市町村に連絡し、その後連絡票を送付するものとする。

なお、所轄保健所は、管内市町村以外の発症連絡票及び退院連絡票は当該保健所へ送付する。

( 2 ) 患者登録票・管理票の整備

保健所は市町村に対して速やかに連絡票の写しを提供する。

また、登録対象者に対して、市町村と連携をとり、発症連絡票、退院連絡票をあわせて「脳卒中発症者名簿」(様式4号)及び「管理票」(様式5号)の一部を作成し、随時市町村へ提供し、必要に応じて市町村に協力、援助を行う。

( 3 ) 収集した情報の活用

保健所は、収集、整理した登録情報に基づき、生活習慣病の罹患率、受療状況、生存率等を集計及び解析し、生活習慣病対策の推進に資する。

なお、情報収集にあたっては、その精度を常に管理し、その向上に努めるものとする。そのため、医療機関等に対し届出体制の整備を依頼するとともに、必要に応じて医療機関等に出張し、情報を採録するものとする。

( 4 ) 収集した情報の報告

保健所は、入力した情報を年報とし、1月第3週の間には島根県健康推進課に報告する。

なお、保健所は、事業が円滑に推進されるように、管内市町村における脳卒中情報システム事業の実施状況を取りまとめ、「脳卒中等対策調整会議」を開催するとともに、「脳卒中对策委員会」に報告する。

また、収集した情報の集計結果や実施状況については、情報提供機関へ報告するものとする。

( 5 ) 関係機関との連携

保健所は脳卒中等情報システム事業を実施するにあたり、市町村、医療機関、老人保健施設、島根県医師会、郡市医師会、島根県病院協会その他関係機関の協力を得るものとする。

### 3 市町村の役割

( 1 ) 患者登録情報の保健指導への活用

市町村は、医療機関もしくは保健所からの対象者の情報をもとに、主治医や保健・医療・福祉等の関係機関と十分に連携をとり、対象者に必要な保健福祉サービスを選定し、対象者及びその家族の意向を踏まえたうえで適切なサービスを提供するものとする。

また、主治医及び対象者や家族と密に連絡を図り、必要に応じて、訪問指導、健康相談、健康教室等各種保健事業の行政施策に活用する。

( 2 ) 発症連絡票及び退院連絡票の作成

市町村は、脳卒中様の発作を呈した例について、地域組織、保健師活動、ヘルパー等から情報を得た場合は、保健所が同じ情報を受けていないかどうか

か確認し、受けていない場合は、患者または家族に「脳卒中発症・退院連絡同意書」(様式1号)により同意を得た上で、必要に応じて患者の主治医と連絡のうえ、「脳卒中発症情報連絡票」(様式2号)を作成し、所轄保健所へ連絡する。

(3) 収集した情報の報告

市町村は、訪問指導、健康相談等を行い、脳卒中発症者の状況について「脳卒中発症面接票」(様式6号、以下「面接票」という。)により把握し、保健指導に活用することとする。

なお、実施した保健指導の結果は主治医に「脳卒中患者訪問等状況報告書」(様式7号)により、すみやかに報告をし、「面接票」については、保健所に報告するものとする。

(4) 事業の推進

市町村は、関係機関との連絡調整等、事業を効果的に推進するための方を積極的に講ずるものとする。

## 4 島根県庁(健康福祉部健康推進課)の役割

(1) 脳卒中对策委員会の設置

島根県は、保健・医療・福祉の関係者から構成する「脳卒中对策委員会」を設置し、県医師会、郡及び市医師会、市町村、その他の関係機関の協力を得て、事業を実施する。

委員会の構成

委員会は、保健所、医師会、学識経験者及び脳卒中等情報システム事業にかかわる専門家等によって構成するものとする。

委員会の運営

委員会は、次の事項について審議し、その結果を島根県知事に報告するものとする。

ア 生活習慣病予防対策を効果的、効率的に推進するため、脳卒中患者の登録を実施するとともに、医療機関から保健所等に提供される脳卒中患者の診療情報等を基に、市町村がこれら在宅脳卒中患者に対する適切な保健福祉サービスの実施を図ることを目的とした脳卒中等情報システム事業の実施について、情報提供件数、早期訪問の実施状況、適切な保健福祉サービスの選定・提供等の観点から評価を行うものとする。

イ その他脳卒中等情報システム事業の評価に必要な事項を検討する。

その他

脳卒中等情報システム事業は、各保健所単位に実施することとし、保健所を情報サービスセンターとする。

(2) 収集した情報の集計・解析・評価

収集、整理した登録情報に基づき、生活習慣病の罹患率、受療状況、生存率等を集計及び解析し、生活習慣病対策の推進に資する。

なお、島根県はこのシステムが円滑に実施できるように関係機関との連絡調整を積極的に行うと同時に、解析・評価の結果を「島根県生活習慣病検診管理指導協議会」及び島根県医師会及び情報提供した関係医療機関等に公表

するものとする。

( 3 ) 関係機関との連携

島根県は脳卒中等情報システム事業を実施するにあたり、市町村、医療機関、老人保健施設、島根県医師会、郡市医師会、島根県病院協会その他関係機関の協力を得るものとする。

( 4 ) 事業の推進

島根県は、関係機関との連絡調整等、事業を効果的に推進するための方策を積極的に講ずるものとする。

## 第5 脳卒中発症者状況調査の実施

- 1 島根県は、脳卒中発症状況に関する基礎データを把握し、疫学的見地にたった分析を行い、脳卒中对策の評価指標及び今後の脳卒中予防対策に活用すること的に脳卒中発症者状況調査を実施するものとする。
- 2 把握の方法等は別に定める「島根県脳卒中発症者状況調査実施要領」に基づき実施する。
- 3 調査結果及び分析結果は、島根県医師会及び関係医療機関等へ報告するものとする。

## 第6 プライバシーの保護

- 1 この事業の実施にあたっては、個人に関する医療の情報を取り扱うこととなることから、関係者は部外者に情報が漏れることがないように、秘密の厳守について特に注意するものとする。
- 2 連絡票等の関係資料については、管理責任者を定め、適切な保管場所に保管する等その取り扱いに十分注意するとともに、関係資料の送付や情報の処理、還元利用にあたっては、プライバシーの保護に十分注意するものとする。
- 3 この事業の実施により得た情報は、在職中及び退職後においても秘密厳守し、他の目的に利用してはならないものとする。

## 第7 情報の利用

- 1 報告書に公表されている資料以外の情報を保健、医療及び学術研究のため利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、その目的、内容等を記載した「申請書」(様式8号)を島根県健康推進課長(以下、「健康推進課長」とする。)に提出しなければならない。  
但し、提供する情報には個人を特定する情報は含まないこととする。
- 2 健康推進課長は前項の申請に基づく資料等の利用について、必要に応じ脳卒中对策委員会と協議したうえで、次に掲げる基準の全てに適合していると認めるときは、申請者に「承認書」(様式9号)及び関係資料を交付する。
  - ( 1 ) 情報等の利用が、脳卒中の予防対策及び保健、医療水準の向上に寄与するものであること。
  - ( 2 ) 利用する情報等が利用目的を達成するうえで必要な最小限度の範囲内のものであること。
  - ( 3 ) 申請者が過去に登録票を提出した医師や脳卒中予防対策に貢献している保健

- 医療関係の専門職（医師、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など）または脳卒中委員会や島根県医師会が推薦した医師等であること。
- (4) 申請者が提供された情報の利用及び管理を適切に行うことが出来る者であること。
- 3 健康推進課長は、前項の承認にあたり、利用の方法等について必要に応じ次の条件を付することが出来る。
- (1) 秘密の保持  
提供された情報は第三者に漏らしてはならない。  
提供された情報から知り得た医療機関に対し、直接接触してはならない。
- (2) 目的外使用の禁止  
提供された資料は申請書に記載された研究目的以外に使用してはならない。
- (3) 保管  
交付された資料の保管については、申請者の責任において十分な配慮をしなければならない。
- (4) 研究結果の報告  
研究結果の公表にあたっては、事前にその内容の写しを1部健康推進課長に提出しなければならない。  
研究論文中に、島根県脳卒中情報システム事業より得られた情報であることの旨を記載しなければならない。  
印刷論文の別冊を1部健康推進課長に提出しなければならない。
- (5) その他必要な事項

## 第8 連絡票の提出に係る謝金の支払い

連絡票の提出に係る謝金は、別に定めるところにより、県が支払う。

## 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施にあたり、必要な事項は別に定める。

### 附則

- 1 この要綱は平成17年4月1日から施行する。
- 2 島根県脳卒中等情報システム事業実施要領（平成6年7月8日付け 島根県健康対策課長通知。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行前に旧要領の規定及び様式により作成された連絡票についての取り扱いは、次のとおりとする。  
(1) 連絡票の取り扱い及び謝金の支払いについては、なお旧要領の例による。